

# 市民参画条例案の慎重審議を求める請願書

2011年2月25日 明日の明石市政をつくる会

## 請願の趣旨

明石市がこの3月定例会市議会で可決成立をさせようとしている市民参画条例案は、その検討過程が拙速極まりなく、肝心の「市民参画」を図れていないうえに、条例の内容も現行の参画手続きを検証することなく、そのまま条文に盛り込んだに過ぎません。このような市民参画条例は自治基本条例の趣旨にそぐわないだけでなく、市民の参画意欲を削ぎ、妨げるものになりかねません。

したがって、本来の意味で「市民参画」を定着・浸透させるよう、条例制定プロセスにおいても市民参画の実態を担保するために再検討を求め、本定例会での成立を見送り継続審議で廃案にするか、条例案と策定過程の見直しを求めて議案を取り下げさせるようにしてください。

## 請願の項目

1. 市民参画条例案は慎重に再検討するために、継続審議にするか、あるいはさらなる検討を求めて市長に議案を取り下げさせること

## 請願項目の理由および趣旨の補足説明

1. 本条例の検討委員会は昨年10月8日に第1回会議が開かれ、12月9日の第6回会議で終了しているが、11月5日の第3回会議ではすでに市サイドから条例素案が提案されています。わずか2か月間に超スピードの会議が行われ、この間、素案の一般市民への周知もされないまま、会議の議事録の公表も、会議開催の周知も行われていない。最終会議の後市長に報告し、12月27日に市のホームページにパブリックコメント開始の広報がアップされたに過ぎません。

こうした経緯は、市民参画の基本的な制度を構築する条例づくりのプロセスとしては、極めてずさんであり、市民参画の名に値しないことは明白です。

2. 市民参画条例検討委員会の構成もまた、市民参画条例を検討するには極めて不十分でした。学識経験者2名（正副会長）のほか、連合自治協議会を含む各種団体の代表3名、市職員2名、自治基本条例検討委員会の元委員2名と公募委員2名の構成ですが、そもそも市民参画については専門的な知識を持った人材と、参画すべき多数の市民が加わっていない。自治基本条例の趣旨が生きていない条例づくりになっています。

3. 本条例の“いのち”でもある「参画の手法」は、現在行っている審議会等やパブリックコメント等の手法をそのまま盛り込んでいるに過ぎません。現行の参画手法にはさまざまな問題点や改善すべき事柄が多数頭在しているにもかかわらず、現行の参画システムの問題点を検証することなく“現状追認”の条例をつくったに過ぎません。

自治基本条例の制定によって、これまでの行政運営のあり方が何ら変わらないのなら、わざわざ条例をつくる必要はありません。自治基本条例の検討段階でも再三にわたって検討委員会から「基本条例をつくれれば、行政運営がどのように変わるのか」と糾されたにもかかわらず、最後まで行政運営の改善について示すことができなかつたことと同じ間違いを重ねています。現行制度の問題点に触れずにそのまま法制化することによって、明石市の「市民参画」の前進を促すはずの本条例が「市民参画拒否条例」になりかねません。

以上

## 付記

なお、本請願の審議に際しては、付託委員会において請願人の陳述を認めるとともに、請願の採否についての討議は、自治基本条例の規定に基づき「議員相互の自由討議によって、十分な議論を尽くす」よう、お願いいたします。